

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 適用範囲

住宅火災による死者の低減を目的として、平成18年6月1日以降に新築される住宅の関係者は、住宅用防災機器を設置し及び維持しなければならないこととなった。住宅用防災機器は、消防法第9条の2第1項に規定する住宅の用に供される防火対象物で、いわゆる戸建住宅、併用住宅、共同住宅等のうち、住宅の用途以外の用途に供される部分を除いた防火対象物に設置し、維持しなければならない。

2 住宅用防災機器の設置義務に関する事項 条例第30条の2

住宅の関係者は、次のいずれかの「住宅用防災機器」を設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）
- (2) 住宅用防災報知設備（住宅用自動火災報知設備）

3 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準 条例第30条の3

(1) 設置する場所

- ア 就寝の用に供する居室（設計図上の「寝室」では、実際に就寝用に使用している居室）
- イ アの居室（寝室）がある階（避難階を除く）から直下階に通ずる階段（屋外の階段を除く）
- ウ 3階建て以上で、アの居室（寝室）が3階以上にある場合、アの居室（寝室）がある階の2つ下の階に直上階から通ずる階段（屋外階段を除く）の下端
- エ 3階建て以上で、アの居室（寝室）が避難階にのみある場合、居室がある最上階から直下階に通じる階段（屋外階段を除く）の上端

オ 上記ア～エに該当しない階で、7㎡（4畳半程度）以上の居室が5つ以上ある階の次のいずれかの部分

- (ア) 廊下
- (イ) 廊下がない場合は、当該階から直下階に通ずる階段の上端
- (ウ) 廊下及び直下階がない場合は、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

カ 台所

(2) 設置する位置

- ア 壁又は梁から0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
- イ 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(3) 設置してはいけない位置

- ア 換気口の吹出し口から1.5メートル未満の場所
- イ 台所において、通常の調理時に煙又は蒸気が直接かかる場所
- ウ ア、イのほか、住宅用防災警報器の機能に支障を及ぼすおそれのある場所

(4) 住宅用防災警報器の種別

- ア 寝室、階段、台所 光電式（煙式）住宅用防災警報器
- イ 廊下 イオン化式（煙式）住宅用防災警報器



一般住宅等の 防火安全対策 - 西日本防災システム



4 住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準

条例第30条の4

(1) 設置する場所

前項と同様

(2) 設置する位置

前項と同様

(3) 設置してはいけない位置

前項と同様

(4) 住宅用防災警報器の種別

ア 寝室, 階段, 台所 …… 光電式スポット型感知器

イ 廊下 …………… イオン化式スポット型感知器又は光電式スポット型感知器

5 設置の免除

条例第30条の5

(1) 次の ~ の設備が設置されている住宅の部分は、住宅用防災警報器等を設置免除。

- ① スプリンクラー設備
- ② 自動火災報知設備
- ③ 共同住宅用スプリンクラー設備
- ④ 共同住宅用自動火災報知設備
- ⑤ 住戸用自動火災報知設備

(2) 台所において、次の 及び による場合は、住宅用防災警報器等を設置免除。

- ① 消防長が定める定温式住宅用火災警報器を、消防長が定める基準（告示）に従い設置したとき
- ② 消防長が定める熱式感知器を、消防長が定める基準（告示）に従い設置したとき

6 木造3階建て住宅の避難器具の設置に関する基準

条例第49条の4

3階の居室に設置する避難上有効な器具等は、努めて避難ハシゴとし、3階部分から直接又は2階のバルコニー等を経由して地上へ安全に避難できるよう、その収納場所及び取付場所等についても、設計上で考慮されていること。

ただし、屋外階段等避難上有効な施設を設けている場合はこの限りでない。

7 その他

- (1) 確認申請書に「住宅用防災機器等の設置計画書」を添付し、さらに、木造3階建て住宅の場合は、「消防用設備等設置計画届出書」に設備設置の有無を明記する。また、確認申請図面に住宅用防災機器及び避難器具等の設置図面を添付すること。
- (2) 住宅以外の建築物についても、3階部分を居室（就寝室）として使用する場合、住宅と同様とすること。

